



# 鳥取県公報

平成17年 8月19日(金)  
号外第122号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県名古屋事務所の設置等に伴う関係規則の整備等に関する規則 (87) (行政経営推進課) .....	2
-----	--	---

———公布された規則のあらまし———

鳥取県名古屋事務所の設置等に伴う関係規則の整備等に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 中京地域に対する観光客誘致、県内物産の販路拡大、文化交流等の取組の強化により、本県産業の活性化、発展等が期待できる。そこで、本県と中京地域との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、鳥取県名古屋事務所を設置し、その所掌事務を定めるほか、同事務所の設置に伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) 今年度組織改正後、住宅供給公社の所管について再検討を行った結果、住宅政策課（現行 景観まちづくり課）とすることとし、所要の規定の整備を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

鳥取県名古屋事務所（以下「名古屋事務所」という。）を名古屋市に置く。

名古屋事務所は、本県と中京地域との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、県行政に必要な情報の収集等の事務を所掌する。

名古屋事務所は、総務部総務課が所管する。

住宅供給公社に関する事務の所掌を住宅政策課（現行 景観まちづくり課）とする。

その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

愛知県に所在する宿舎に係る事務の処理権限を含め、鳥取県宿舎管理規則の規定による宿舎に係る貸付料の決定以外の事務（特に規定するものを除く。）の処理権限を管財課長に委任する。

住宅政策課に係る地方住宅供給公社法に基づく事務に関し、その事務処理権限の区分を定める。

その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県会計規則の一部改正

名古屋事務所を出納機関とし、主幹の職にある者をもって出納員に充てる。

(4) 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正

名古屋事務所等で調達する用品は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計（以下「特別会計」という。）で取り扱う用品から除くものとする。

名古屋事務所における文書の複写に要する経費の支払に関する事務は、特別会計で取り扱う事務から除くものとする。

(5) 施行期日

施行期日は、平成17年 9月 1日とする。

## 規 則

鳥取県名古屋事務所の設置等に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成17年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第87号

鳥取県名古屋事務所の設置等に伴う関係規則の整備等に関する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 地方機関 第 1 節及び第 1 節の 2 略 第 2 節 総務部の所管に属する機関 第 1 款及び第 2 款 略 第 2 款の 2 <u>名古屋事務所(第26条の 2・第26条の 3)</u> 第 2 款の 3 <u>総合事務所(第26条の 4・第26条の 5)</u> 第 3 款～第 8 款 略 第 3 節～第 10 節 略 第 5 章 略 附則	目次 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 地方機関 第 1 節及び第 1 節の 2 略 第 2 節 総務部の所管に属する機関 第 1 款及び第 2 款 略 第 2 款の 2 <u>総合事務所(第26条の 2・第26条の 3)</u> 第 3 款～第 8 款 略 第 3 節～第 10 節 略 第 5 章 略 附則

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(18) 略

(19) 東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び総合事務所の管理事務の総括に関すること。

(20)～(23) 略

県民室～人権局同和対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課～食の安全推進課 略

景観まちづくり課

(1)～(15) 略

公園自然課 略

住宅政策課

(1)～(7) 略

(8) 住宅供給公社に関すること。

(9) 略

(所掌事務)

第25条 大阪事務所は、本県と関西地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 略

(2) 関西地域の商況、中京地域の農産物市場の状況、海外市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること。

(4) 略

(5) 関西地域及び中京地域の企業の誘致に関すること。

第2款の2 名古屋事務所

(設置)

第26条の2 名古屋事務所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県名古屋事務所	名古屋市

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(18) 略

(19) 東京事務所、大阪事務所及び総合事務所の管理事務の総括に関すること。

(20)～(23) 略

県民室～人権局同和対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課～食の安全推進課 略

景観まちづくり課

(1)～(15) 略

(16) 住宅供給公社に関すること。

公園自然課 略

住宅政策課

(1)～(7) 略

(8) 略

(所掌事務)

第25条 大阪事務所は、本県と関西地域及び中京地域との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 略

(2) 関西地域及び中京地域の商況、海外市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県産の商工物品及び農産物に関する宣伝及び照会に関すること。

(4) 略

(5) 企業の誘致に関すること。

(所掌事務)

第26条の3 名古屋事務所は、本県と中京地域との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること。
- (2) 中京地域の商況（農産物市場の状況等を除く。）等の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること。
- (4) 観光の宣伝に関すること。

第2款の3 略

(名称、位置及び所管区域)

第26条の4 略

(内部組織及び所掌事務)

第26条の5 略

第2款の2 略

(名称、位置及び所管区域)

第26条の2 略

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

改 正 後										改 正 前									
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）									
個別事項に係る事務処理権限										個別事項に係る事務処理権限									
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						
	種 類	内 容	知 事	専決権者		委任決裁権者			知 事		種 類	内 容	部 課	専決権者		委任決裁権者			
				長	長	部 課	長	長						部 課	長	長	部 課	長	長
略										略									
管 一～三 略										管 一～三 略									



		する業務の停止等の命令							
二十三 略		二十三 略							
住宅政策課	一～十五 略	一～十五 略							
	十六 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての国土交通大臣への協議							
		2 同法第40条第1項の規定による地方公社への立入検査							
		3 同法第40条第1項の規定による地方公社に対する業務等の報告の要求							
		4 同法第41条の規定による地方公社の業務に関する監督上必要な命令							
		5 同法第42条第1項の規定による法令違反等の場合の地方公社に対する業務の停止等の命令							
十七 略		十六 略							
略		略							

(鳥取県会計規則の一部改正)

第3条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第2条、第5条関係)		別表第1(第2条、第5条関係)	
機 関	職	機 関	職
略		略	
鳥取県大阪事務所	商工観光課長	鳥取県大阪事務所	商工観光課長
鳥取県名古屋事務所	主幹		
略		略	

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

る。

改正後	改正前
<p>(用品の範囲)</p> <p>第1条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例(昭和39年鳥取県条例第26号。以下「条例」という。)第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品の範囲を次のとおり定める。ただし、<u>東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所</u>に係るものを除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 部又は機関(<u>東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所</u>を除く。)における文書の複写に要する経費の支払に関する事務</p> <p>(8) 略</p>	<p>(用品の範囲)</p> <p>第1条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例(昭和39年<u>3月</u>鳥取県条例第26号。以下「条例」という。)第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品の範囲を次のとおり定める。ただし、<u>東京事務所及び大阪事務所</u>に係るものを除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第1条の規定に基づき、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 部又は機関(<u>東京事務所及び大阪事務所</u>を除く。)における文書の複写に要する経費の支払に関する事務</p> <p>(8) 略</p>

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

